

日之影町立日之影小学校 いじめ防止基本方針

平成30年4月改定

第1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

1 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じるものをいう。

（いじめ防止対策推進法第2条）

※ けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

2 いじめ防止等に関する基本的な考え方

児童一人一人は、かけがえのない存在であり、学校は、その一人一人の育ちを保障する場であるとの認識に立ち、地域、家庭、関係機関と連携し、いじめの防止等の取組を行うことが重要である。

(1) いじめの防止

ア いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、より根本的ないじめの問題克服のためには、全ての児童を対象としたいじめの未然防止の観点が重要であり、全ての児童をいじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるために、関係者が一体となった継続的な取組が必要である。

イ 学校の教育活動全体を通じ、全ての児童に「いじめは決して許されない」ことの理解を、発達の段階に応じて促し、児童の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが必要である。

ウ いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育む観点が必要である。

エ 全ての児童が安心でき、自己有用感や自己肯定感を味わうことができる学校生活づくりも未然防止の観点から重要である。

オ いじめの問題への取組の重要性について、県民全体に認識を広め、地域、家庭と一緒にとなって取組を推進するための普及啓発が必要である。

(2) いじめの早期発見

ア いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、全ての大人が連携し、児童のささいな変化に気付く力を高めることが必要である。

イ いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から的確に関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知することが必要である。

ウ 特に、保護者は、児童にいじめの兆候が見られないか、日頃から留意するとともに、その状況の把握に努める必要がある。

エ いじめの早期発見のため、学校や学校の設置者は、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口の周知等により、児童がいじめを訴えやすい体制を整えるとともに、地域、家庭と連携して児童を見守ることが必要である。

(3) いじめへの対処

ア いじめがあることが確認された場合、学校は直ちに、いじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保し、いじめたとされる児童に対して事情を確認した上で適切に指導する等、組織的

な対応を行うことが必要である。また、家庭や教育委員会への連絡・相談や、事案に応じ、関係機関との連携が必要である。

イ 教職員は平素より、いじめを把握した場合の対処の在り方について、理解を深めておくことが必要であり、また、学校における組織的な対応を可能とするような体制整備が必要である。

(4) 地域や家庭との連携

ア 社会全体で児童を見守り、健やかな成長を促すため、学校関係者と地域、家庭との連携が必要である。例えばP T Aや学校評議員、地域の関係団体等と学校関係者が、いじめの問題について協議する機会を設けるなど、いじめの問題について地域、家庭と連携した対策を推進することが必要である。

イ より多くの大人が児童の悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制を構築することが必要である。

(5) 関係機関との連携

ア いじめの問題への対応においては、例えば、学校や教育委員会において、いじめる児童に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合には、関係機関（警察、児童相談所、医療機関等を想定）との適切な連携が必要であり、警察や児童相談所等との適切な連携を図るため、平素から、学校や学校の設置者と関係機関の担当者の窓口交換や連絡会議の開催など、情報共有体制を構築しておくことが必要である。

イ 教育相談の実施に当たり、必要に応じて医療機関などの専門機関との連携を図ったり、学校以外の相談窓口についても児童へ適切に周知したりするなど、学校や学校の設置者が、関係機関による取組と連携することも重要である。

第2 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項

1 いじめの防止等のための組織

いじめの防止等に努めるとともに、それらの問題発見時には速やかにその対処の仕方と今後の指導方法について検討し、全職員と保護者、関係諸機関で連携して指導にあたることができるよう「サンサン委員会」（いじめ不登校対策委員会）を設置します。

この会は、毎月1回を定例会とし、いじめ事案発生時には臨時や緊急に開催することとします。

【構成委員】

全職員（校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、学級担任、養護教諭、特別支援教育コーディネーター、特別支援教育支援員、事務職員 ※必要に応じて、関係諸機関、保護者）

【活動内容】

- 学校いじめ防止基本方針作成・見直し
- 年間指導計画の作成
- 校内研修会の企画・立案
- 調査結果、報告等の情報の整理・分析
- いじめが疑われる案件の事実確認・対応方針の決定
- 要配慮児童への支援方針決定

2 いじめの防止等に関する措置

(1) いじめの防止

ア 児童が主体となった活動

望ましい人間関係づくりのために、児童が主体となって行う活動の機会を年間を通じて設けます。

- 集団登校の実施（各地区ごと）
- サンサン班での活動（縦割り班）
(そうじ、集会活動、遠足等の学校行事等)
- 児童会活動やクラブ活動での異学年交流

イ 教職員が主体となった活動

- 児童が相互に理解し認めあえるよう、生徒指導の三機能を生かした授業づくりを目指します。
 - ・ 一人ひとりの実態に応じたわかる授業の展開
 - ・ 職員相互の授業研究会の実施
- 日常的に児童が教職員に相談しやすい環境づくりに努めるとともに、月1回のアンケート調査とともに、児童に寄り添った相談体制づくりを目指します。
 - ・ 教育相談週間の設定
- 道徳教育や情報モラル教育の実施において、いじめは絶対に許されないという人権感覚を育むことをを目指します。
 - ・ 意図的、計画的な道徳教育の実施
 - ・ 学級活動や総合的な学習の時間を生かした情報モラル教育の実施
 - ・ 校内人権週間の設定
- 家庭・地域ぐるみでいじめ防止への取組を進めるため、保護者や地域との連携を推進します。
 - ・ PTA総会での学校の方針説明
 - ・ 学校通信や学級通信を活用したいじめの防止活動の報告
 - ・ オープンスクールの実施
 - ・ 保護者を対象とした研修会、講演会の実施

(2) いじめの早期発見

- ア いじめられた児童、いじめた児童が発することの多いサインを、教職員及び保護者で共有します。
- ・ 児童の発する具体的なサインの作成と共有

◇いじめられている児童の発する具体的なサインチェック表

| 場面 | チェック | サイン |
|------|------|-------------------------------|
| 登校時 | | ○遅刻や欠席が増える。また、その理由を明確に言わない。 |
| | | ○視線が合わず、うつむいている。表情が暗い。 |
| | | ○あいさつの声に元気がない。 |
| 朝の会 | | ○提出物の忘れが多くなる。 |
| | | ○健康観察の声が小さく、元気がない。また、視線が合わない。 |
| | | ○体調不良を訴える。 |
| 授業中 | | ○教科書や文房具などの忘れ物が目立つ。 |
| | | ○教科書やノート、机などに落書きをされている。 |
| | | ○発言が笑われたり、無視されたりする。 |
| | | ○机を離される。 |
| 休み時間 | | ○一人でいることが多い。 |
| | | ○会話に入れてもらえない。 |
| | | ○持ち物がなくなったり、いたずらをされたりする。 |
| 給食中 | | ○特定の仕事をやらされ続ける。 |
| | | ○机を離される。 |
| | | ○給食の量が少ない。 |
| 放課後 | | ○慌てて下校をする。または、用もないのに学校に残る。 |
| | | ○持ち物がなくなったり、いたずらをされたりする。 |
| | | ○一人で下校をする。 |

◇いじめている児童の発する具体的なサインチェック表

| チェック | サイン |
|------|-----------------------------------|
| | ○グループを作つて仲間同士で集まり、ひそひそ話をしている。 |
| | ○ある児童にだけ、周囲が異常に気を遣つてゐる。 |
| | ○グループで会話をしていても、教職員が近付くと、不自然に散らばる。 |
| | ○自己中心的な言動が目立ち、グループの中心的な存在の児童がいる。 |
| | ○教職員や他の児童に対する言葉遣いが悪くなる。 |

◇学校内での具体的なサインチェック表

| チェック | サイン |
|------|----------------------------------|
| | ○嫌なあだ名が聞こえる。 |
| | ○席替えなどで特定の児童と近くの席になることを嫌がる児童がいる。 |
| | ○何か起こると特定の児童の名前が出る。 |
| | ○壁などにいたずらや落書きがある。 |
| | ○机や椅子、ロッカーなどが乱雑になっている。 |

◇家庭内での具体的なサインチェック表

| チェック | サイン |
|------|--------------------------------|
| | 学校での出来事や友だちのことを話さなくなる。 |
| | 友だちや教職員、クラスの不平・不満を口にすることが多くなる。 |
| | 朝、起きなかつたり、登校をしぶつたりする。 |
| | 友だちからの誘いを断ることが多くなる。 |
| | 遊ぶ友だちが急に変わる。 |
| | 部屋に閉じこもつたり、家から出なくなったりする。 |
| | 理由のはつきりしない衣服の汚れがある。 |
| | 理由のはつきりしない打撲や擦り傷がある。 |
| | 体調不良を訴えることが多くなる。 |
| | 食欲不振・不眠を訴える。 |
| | 学習時間が減る。 |
| | 成績が下がる。 |
| | 持ち物がなくなつたり、壊されたり、落書きされたりしている。 |
| | 家庭の品物や金銭がなくなる。 |

イ 定期的に教育相談週間を設け、児童が相談しやすい雰囲気づくりを目指します。

- ・ 教育相談週間の設定
- ・ いじめの相談窓口の周知

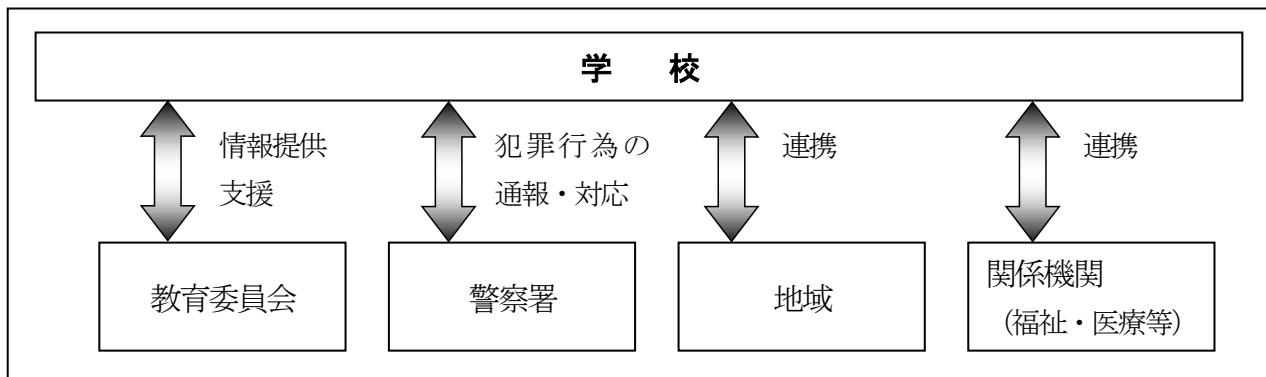
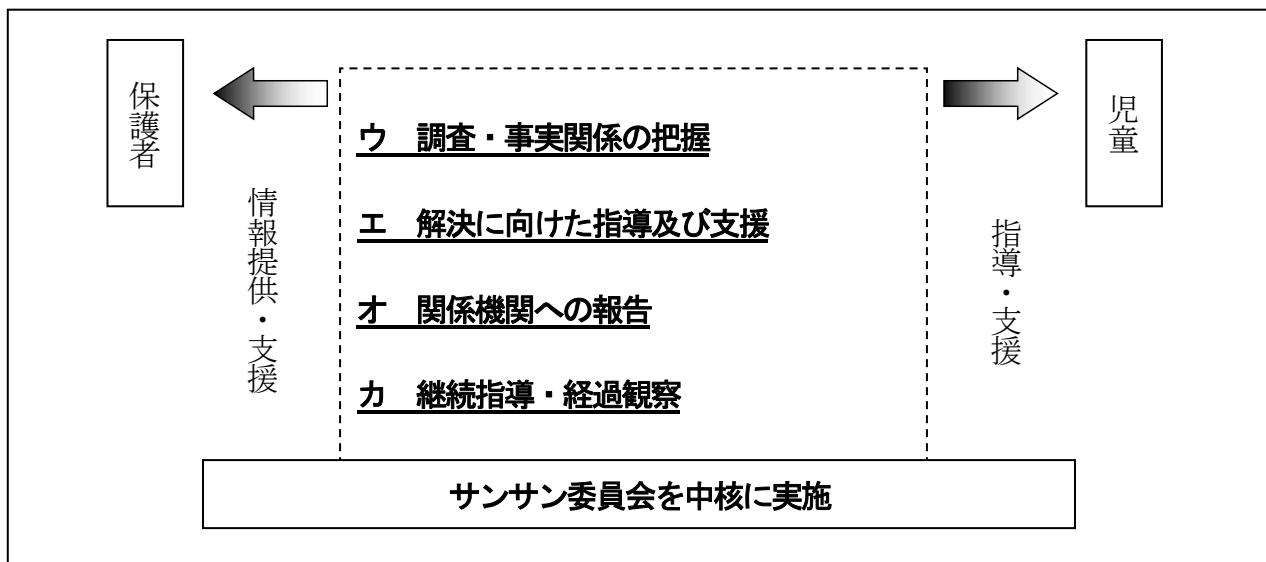
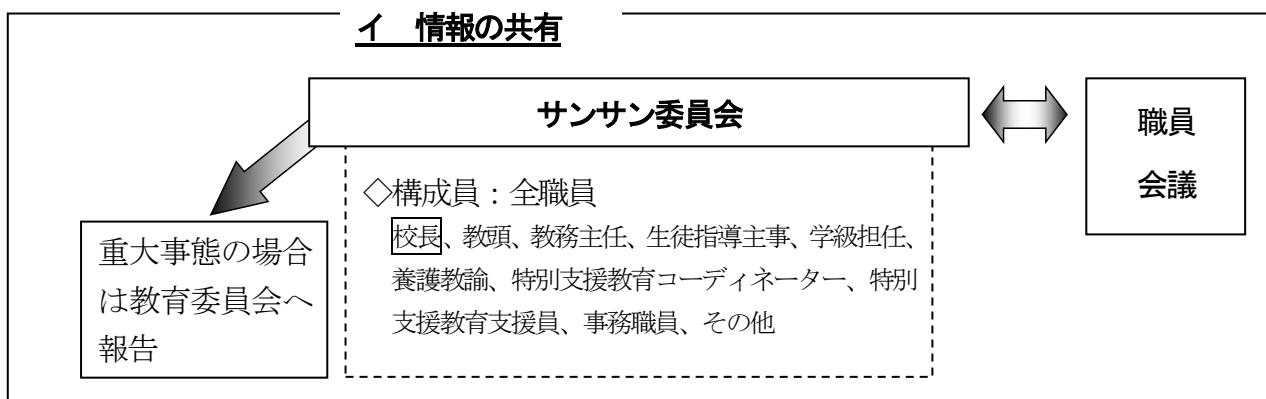
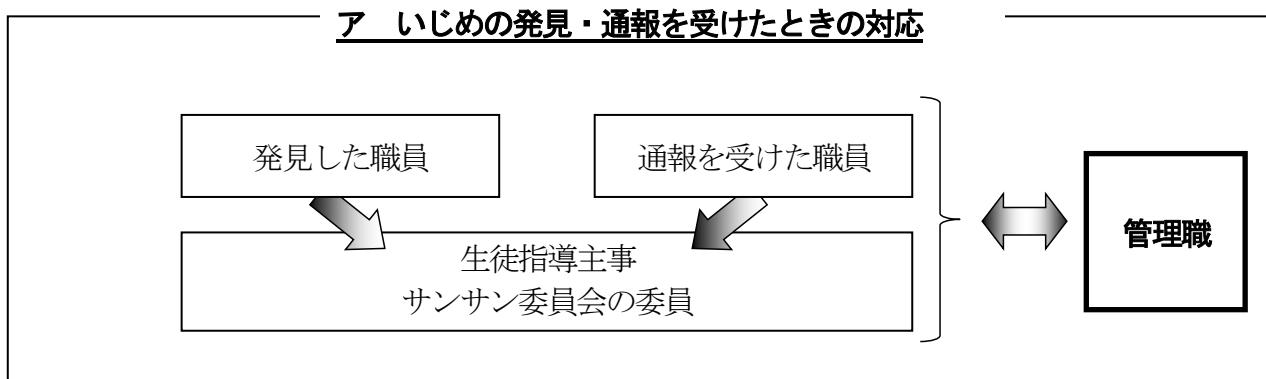
ウ いじめの事実がないかどうかについて、児童全員を対象に定期的なアンケート調査を実施します。

- ・ 何でも話そうアンケートの実施

エ サンサン委員会において、上記相談やアンケート結果の他、各学級担任等のもつてゐるいじめにつながる情報、配慮を要する児童に関する情報等を収集し、教職員間での共有を図ります。

- ・ 定例サンサン委員会での情報の共有
- ・ 進級・進学時の情報の確実な引き継ぎ

(3) いじめに対する措置（緊急時の組織的対応）



ア いじめを未然に防ぐための対応

1日、1週間、1ヶ月、1学期、1年ごとの指導体制をとり、全職員の共通理解を図りながら保護者と協力していじめの早期発見並びに適切な対応に努めるようにします。

(毎日) ・ 児童の行動を観察します。

・ 児童の持ち物の変化を察知します。

・ 児童の日記から情報を得ます。

・ 保護者の連絡から問題を発見します。

・ 他の児童や職員、地域からの情報によって早期発見に努めます。

・ 欠席児童及びその保護者との連携を密にします。

(毎週) ・ 1週間を振り返って、児童の変化をとらえ、いじめの発見に努めます。

(毎月) ・ 教育相談の期間に、児童と直接会話を交わし、児童とのふれあいや児童理解に努めます。必要に応じて個別相談やグループ相談、学級での話し合い等を行います。

・ 日頃の観察や教育相談の結果をもとに、気になる児童や悩みをもつ児童、いじめ・不登校などに関係のある児童について話し合い、今後の対処の仕方を検討します。

(毎学期) ・ 長期休業明けに、休み中の児童の様子を把握し、早期発見に努めます。

・ 学期末に、学期を通しての児童の悩み相談等の傾向をとらえ、早期発見に努めます。

(毎年) ・ 児童の情報を確実に引き継ぎます。

・ 年度末に、全職員で諸問題等について反省し、次年度の方針について検討します。

イ いじめの発見・通報を受けたときの対応

○ 教職員は、「これぐらい」という感覚をなくし、その時、その場で、いじめの行為をすぐに止めさせます。

○ いじめられている児童や通報した児童の身の安全の確保を最優先とした措置をとります。

○ いじめの事実について生徒指導主事あるいはサンサン委員会を構成する職員及び管理職に速やかに通報します。

○ 情報を受けた生徒指導主事等は、いじめを認知した場合はサンサン委員会の関係職員へ報告し、情報の共有化を図ります。

(ア) いじめ発見

・ 発見者が状況を把握して、冷静に対処します。

・ その場でいじめの行為をすぐに止めさせます。

・ 加害者、傍観者に注意を与えます。

・ できるだけ多くの情報(被害者、加害者、時間、場所、様相、周りの者の状況など)を収集します。

(イ) いじめ発生

・ 正確な情報をつかみ、直ちに報告します。

(担任→生徒指導主事→教務主任→教頭→校長)

(ウ) 職員会議

・ 実態の把握と分析をし、今後の対処の仕方と対策を検討します。

・ 具体的には、全職員の協力・指導体制の確立、被害者・加害者への指導、傍観者への指導、学級の児童への指導、保護者への連絡・指導、関係機関への連絡などを行います。

(エ) 全職員への報告、指導の展開

・ 全職員が連携して、児童への指導にあたります。

・ 必要に応じて、被害者・加害者双方の家庭に連絡して、事実を説明し、遺憾の意の表明と学校が中心になって指導することを伝えます。

(才) 事後観察

- 全職員に事実と指導経過を報告し、事後観察の協力体制を整えます。

ウ 事実関係についての調査

- 速やかにサンサン委員会を開き、調査の方針について決定します。
- 調査の時点で、重大事態であると判断された場合は、校長が教育委員会へ直ちに報告します。
- 児童及び教職員の聴き取りにあたっては、児童が話しやすいよう担当する職員を選任します。
- 必要な場合には、児童へのアンケート調査を行います。この場合に、質問紙調査の実施により得られたアンケート結果については、いじめられた児童又はその保護者に情報を提供する場合があることを予め念頭に置き、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在校生やその保護者に説明する等の措置が必要であることに留意します。

エ 解決に向けた指導及び支援

- 専門的な支援などが必要な場合には、教育委員会及び警察署等の関係機関へ相談します。
- 解決を第一に考え、保護者及びその他の関係者との適時・適切な情報の共有を図ります。
- 指導及び支援方針の変更等が必要な場合は、随時サンサン委員会で決定します。
- 事実関係が把握された時点で、サンサン委員会において、指導及び支援の方針を決定します。
- 全職員で連携して組織的な対応に努めます。
- 指導及び支援を行うに当たっては、以下の点に留意して対処します。

いじめられた児童とその保護者への支援

【いじめられた児童への支援】

いじめられた児童の苦痛を共感的に理解し、心配や不安を取り除くとともに全力で守り抜くという「いじめられた児童の立場」で、継続的に支援していきます。

- 安全・安心を確保する
- 心のケアを図る
- 今後の対策について、共に考える
- 活動の場等を設定し、認め、励ます
- 温かい人間関係をつくる

【いじめられた児童の保護者への支援】

いじめ事案が発生したら、複数の教職員で対応し学校は全力を尽くすという決意を伝え、少しでも安心感を与えるようにします。

- じっくりと話を聞く
- 苦痛に対して本気になって精一杯の理解を示す
- 親子のコミュニケーションを大切にするなどの協力を求める

いじめた児童への指導又はその保護者への支援

【いじめた児童への支援】

いじめは決して許されないという毅然とした態度で、いじめた児童の内面を理解し、他人の痛みを知ることができるようする指導を根気強く行います。

- ・いじめの事実を確認する
- ・いじめの背景や要因の理解に努める
- ・いじめられた児童の苦痛に気付かせる
- ・今後の生き方を考えさせる
- ・必要がある場合は適切に懲戒を行う

【いじめた生徒の保護者への支援】

事実を把握したら速やかに面談し、丁寧に説明します。

- ・生徒や保護者の心情に配慮する
- ・いじめた児童の成長につながるように教職員として努力していくこと、そのためには保護者の協力が必要であることを伝える
- ・何か気付いたことがあれば報告してもらう

【保護者同士が対立する場合などへの支援】

教職員が間に入って関係調整が必要となる場合には中立、公平性を大切に対応します。

- ・双方の和解を急がず、相手や学校に対する不信等の思いを丁寧に聞き、寄り添う態度で臨む
- ・管理職が率先して対応することが有効な手段となることもある
- ・教育委員会や関係機関と連携し解決を目指す

いじめが起きた集団への働きかけ

被害・加害児童だけでなく、おもしろがって見ていたり、見て見ぬふりをしたり、止めようとしなかったりする集団に対しても、自分たちでいじめの問題を解決する力を育成していきます。

- ・勇気をもって「いじめはダメだ」と言えるような児童の育成に努める
- ・自分の問題として捉えさせる
- ・望ましい人間関係づくりに努める
- ・自己有用感が味わえる集団づくりに努める

オ 関係機関への報告

- 校長は教育委員会への報告を速やかに行います。
- 生命や身体財産への被害などいじめが犯罪行為であると認められる場合には所轄警察署へ通報し、警察署と連携して対応します。

カ 継続指導・経過観察

- 全教職員で見届けや見守りを行い、いじめの再発防止に努めます。

(4) ネット上のいじめへの対応

ア ネットいじめとは

文字や画像を使い、特定の生徒の誹謗中傷を不特定多数の者や掲示板等に送信する、特定の児童になりすまし社会的信用をおとしめる行為をする、掲示板等に特定の児童の個人情報を掲載するなどがネットいじめであり、犯罪行為に当たります。

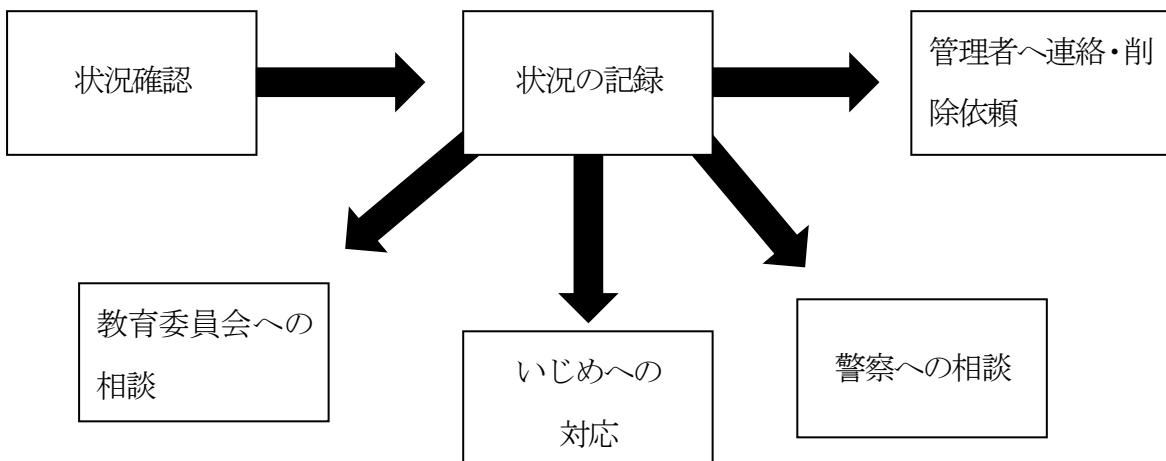
イ ネットいじめの予防

- フィルタリングや保護者の見守りなどについて、保護者への啓発を図ります。
(家庭内ルールの作成など)

- 教科や特別活動、集会等における情報モラル教育の充実を図ります。
- 児童を対象とした講演会などで、ネット社会についての講話（防犯）を実施します。
- インターネット利用に関する職員研修を実施します。

ウ ネットいじめへの対処

- 被害者からの訴えや閲覧者からの情報、ネットパトロールなどにより、ネットいじめの把握に努めます。
- 不当な書き込みを発見したときには、次の手順により対処します。



※ 県教育委員会の目安箱サイト等の活用

3 その他の留意事項

(1) 組織的な指導体制

いじめを認知した場合は、教職員が一人で抱え込まず、学年及び学校全体で組織的に対応するため、サンサン委員会による緊急対策会議を開催し、指導方針を立て、組織的に取り組みます。

(2) 校内研修の充実

本校においては、本基本方針を活用した校内研修を実施し、いじめの問題について、全ての教職員で共通理解を図ります。

また、教職員一人一人に様々なスキルや指導方法を身につけさせるなど教職員の指導力やいじめの認知能力を高める研修や、スクールソーシャルワーカーやカウンセラー等の専門家を講師とした研修、具体的な事例研究を計画的に実施していきます。

(3) 校務の効率化

教職員が児童と向き合い、相談しやすい環境を作るなど、いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるようにするため、一部の教職員に過重な負担がかからないように校務分掌を適正化し、組織的体制を整えるなど、校務の効率化を図ります。

(4) 学校におけるいじめの防止等の取組の点検・充実

いじめの実態把握の取組状況等、学校における取組状況を点検するとともに、県教育委員会が作成している「教師向けの生徒指導資料」や、「児童生徒にとって魅力ある学校づくりのためのチェックポイント」、「いじめ問題への取組に関するチェックシート」の活用を通じ、学校におけるいじめの防止等の取組の充実を目指します。

(5) 地域や家庭との連携について

より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようになるため、PTAや地域との連携促進や、学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制を構築していきます。

(6) 関係機関との連携について

いじめは学校だけでの解決が困難な場合があるため、情報交換だけでなく、一体的な対応をしていきます。

- ① 教育委員会との連携
 - ・ 関係生徒への支援・指導、保護者への対応方法
 - ・ 関係機関との調整
- ② 警察との連携
 - ・ 心身や財産に重大な被害が疑われる場合
 - ・ 犯罪等の違法行為がある場合
- ③ 福祉関係との連携
 - ・ スクールソーシャルワーカーの活用（教育委員会への依頼）
 - ・ 家庭の養育に関する指導・助言
 - ・ 家庭での生徒の生活、環境の状況把握
- ④ 医療機関との連携
 - ・ 精神保健に関する相談
 - ・ 精神症状についての治療、指導・助言

4 重大事態への対処

- (1) いじめ事案が次の状況にある場合には、重大事態として直ちに、校長が教育委員会に報告するとともに、教育委員会が設置する重大事態調査のための組織に協力することとします。
 - 児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合
 - ・ 生徒が自殺を企図した場合
 - ・ 身体に重大な傷害を負った場合
 - ・ 金品等に重大な被害を被った場合
 - ・ 精神性の疾患を発症した場合 など
 - 児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている場合
 - ・ 年間の欠席が30日程度を目安とする
 - ・ 一定期間連續した欠席の場合は、状況により判断する
 - 児童や保護者からいじめにより重大な被害が生じたという申立てがあった場合
- (2) 重大事態が発生した場合には、被害児童やその保護者はもとより、関係のあった児童が深く傷つき、学校全体の児童や保護者にも不安や動搖が広がったり、事実に基づかない風評等が流れたりする場合がある。学校は、児童や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に留意します。
- (3) 事案について、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係について、個人情報の保護に配慮しつつ、適時・適切な方法で説明します。

第3 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

1 基本方針の点検と必要に応じた見直し

- (1) 学校の基本方針の策定から3年を目途として、国及び県の動向等を勘案して、基本方針の見直しを検討し、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講じます。
また、基本方針については、現状や課題等に応じて、普段から定期的な改善や見直しに努めます。
- (2) 学校の基本方針について、ホームページ上で公表します。

いじめ問題への対応：アクションプラン

事前の対応

☆ いじめを根絶する指導体制の確立

- ① 全職員がいじめ問題の重大性を認識し、自校の児童の実態に目を配り把握に努める。
- ② 校内のいじめの実態について早期発見に努める。
 - ・ 教育相談アンケートの活用
 - ・ 教育相談の確実な実施
 - ・ 日常の細かな児童観察
 - ・ 職員間の情報交換・情報共有
- ③ 学校・学級に児童の悩みを受け入れられる場を作る。
- ④ 学校生活のきまりや約束をきちんと守ろうとする雰囲気を、学校全体に作り上げる。
- ⑤ 明るく思いやりのある学級・学校づくりを行う。
- ⑥ 開かれた学校を目指し、家庭や地域との連携を強化する。

発生時及び事後の対応

- 1 日頃の行動を観察し、いじめの兆候となりそうな状況を早期に把握する。
 - 脅かし、冷やかし、仲間はずれ、無視、暴力、孤独でいる、遊ばないなど気になる行動を見逃さない。
 - 保護者や児童からの情報、訴えに真摯にかつ迅速に対応する。
 - 職員間の情報交換で早期発見・早期対応に努める。

日常の観察

- 2 いじめ問題を発見したら、すぐに対応する。
 - 事実関係を正確に把握し、報告する。
 - 校長の指導の下、必要に応じて教育委員会や関係機関に報告する。
 - 校長の指導の下、今後の対応について検討する。

早期発見

対応

報告

- 3 被害児童、加害児童への指導を行う。
 - 状況によっては全校児童への指導を行う。

児童への指導



保護者への対応

- 4 保護者への対応をする。
 - 被害児童保護者へ実情とこれまでの指導の経過、また今後の対応について説明し、理解と協力を依頼する。
 - 加害児童保護者へ実情を説明し、今後の対応について理解と協力を依頼する。

- 5 状況によってはPTAにも説明し協力を依頼する。

- 6 担任は、随時指導の経過を校長に報告し、指導・助言を得ながら継続指導する。

報告・相談・助言



継続指導

- 7 事態が改善されない場合には、情報を十分に収集・分析し、再度対応策について検討したうえで対応を図る。